

重田園江著

『連帯の哲学 I フランス社会連帯主義』

(勁草書房、二〇一〇年)

岡野 八代

前著『フーコーの穴——統計学と統治の現在』において重田園江は、歴史的に作り出された「人間」というカテゴリー形成の変遷と、その歴史的に構築された人間が認識する「現在」の歴史性を、現代の統治のありようを分析するなかで解き明かそうとした。『フーコーの穴』は、そのタイトルが示すように、小さく、しかし鋭く射抜かれた穴であるフーコー的な視点(保険制度、健康、知的能力、犯罪プロファイリングなど)を通じて、「福祉国家とは別のタイプの新しい統治実践(統治のテクノロジ)を素描する試みで」あつた「重田二〇〇三…一七」。

この時点ですでに重田は、現在のリベラルな統治テクノロジによって、かつて福祉国家によって創造され育まれた(その善し悪しは議論に付されるべきであろうが)社会の一体性が、「いとも簡単に溶解しつつかあるという事態」を明らかにしている。現代政治理論的にみれば、

重田の関心は、一九八〇年代に右派からも左派からも攻撃され、理論的にも、そして現実的にも政治的吸引力を失っていく福祉国家体制に代わって、統治に関する正統性を急速に独占し始めた九〇年代のリベラリズムに対して、「人間管理のテクニク」という独自の(フーコー的な)視点から、その統治の本質の一端を明らかにすることだった。

固定され、しかも絞り込まれた次元から現代社会を眺めることで、そこに生きているはずのわたしたちが気づきも、また思いもよらない(いま)の社会の姿を描いたのが前著であつた。それに対し、『連帯の哲学』は、「連帯 *solidarité*」や「相互性 *mutualité*」といった細い糸を頼りに歴史を遡り、一九世紀後半から二〇世紀にかけてのフランスの広大な社会思想の大地へと重田一人が降り立つ、ある意味で一つの冒険譚のように読める。彼女をこの冒険に駆りだしたのは、しかし、前著から引き継がれた関心であり、また、『連帯の哲学』の十五頁にも及ぶ「はじめに」で、明確に示される現代的な問題関心である。

本書の大きな特徴の一つは、歴史のなかで摩耗し擦り切れてしまったかのような概念である「連帯」という糸が、しつかりと(いま)の日本社会の問題に結びつけられていることである。概念的に精緻な理論を求めて、ともすると

現代との連関が見失われがちな思想史研究のなかにあつて、現代の日本社会と一九世紀のフランス社会思想をつなぐ糸が生みだす、その緊張感こそが、フランス哲学や社会思想に不案内な読者をも迷わせることなく核心へと導いてくれる、特筆すべき本書の意義だと思う。

ここでは、前著から、重田の現在の関心の端緒を示している一節を参照しておきたい。

リベラルな保険制度における「個人」の捉えられ方、そしてじつさいに保険に加入する個人の意識を論じる中で、重田は、「自由な」社会においては、他者のニーズへの想像力はもはや必要とされない。「…自己責任の名において人生を設計すればよいのである」と論じたうえで「重田二〇〇三…八三」、次のように述べている。

こうした社会が希望に満ちたものなのか、寒々としたものなのか、あるいは公正なものなのかそうでないのか、それはまだ分からない。だが、従来の福祉国家とも、自分の人生を管理することを強いられる「自由な」社会とも異なる、別の関係を見出す道も残されている。巨大な福祉国家システムか、自助努力や自己責任の社会かの二者択一である必然性はない。多様化・複雑化した社会にふさわしい別の連帯、別の支え合

いを構想することも、可能性としてありう
るのだ [ibid.: 83-84]。

かつての自らの声に応え、全編が書き下ろされたのが『連帯の哲学』である。後にまた触れるが、本書のタイトルにIが付されていることから推察されるように、連帯をめぐる「思想史」をある意味で禁欲的に描いた本書には、理念としての連帯や社会規範としての正義が直接論じられるIIが続く予定である。

さて、前者に収められた論文の多くが執筆されてから、およそ十年を経て、かつて重田が明らかにしたりベラルな統治テクノロジーに対する懸念は、すでに至る所で現実のものとなり、社会で共有されるようにさえなった。本書では、本書の意図や筆者の現状認識が「はじめに」で詳細にされているおかげで、デュルケムとブルドンを除く日本ではほとんど紹介されていないフランスの思想家たちの議論を展開していく本文の見取り図が明瞭に示されている。先ほど、本書を冒険譚と呼んだが、それは重田にとって、というよりもむしろ——新しい本や論文を執筆しようとする研究者はすべて例外なく、知的な冒険の旅にでているのだから、言うまでもないことだ——、読者にとつての知的な冒険譚なのである。

連帯の概念的出自から説き起こす序章から、

デュルケム(第一章)、レオン・ブルジョア(第二章)、ブルドンを(補章I)、レイモン・サレイユ(第三章)、シャルル・ジツド(第四章)、そして終章のモースまで、連帯という概念をめぐる彼らの思想とその思想が生み出されてくる社会背景を一つひとつ丁寧に、新たな道筋を示しながら、本書はその主張の核心へと読者を導いていく。そのような本書の評価について、フランス哲学史、あるいは社会思想史研究のなかに位置づけること、また、同じ思想家を扱うテクストとの比較などを試みるのが、まずは大切な営みであろう。

しかしながら、フランス思想について不案内な読者には、残念ながら本書を思想的に位置づけるような書評をする能力がない。そこで、本書に導かれた一人の読者として、本書を通じて評者自身が体験した知的冒険を以下に記しながら、本書の意義と理論的オリジナリティを明らかにすることで、本書の書評としたい。

以下では、i) 『連帯の哲学』の「哲学的」特徴とそこに現れる問題意識、ii) 方法論について、iii) 本書が投げかけた問題提起に焦点を当てながら本書の意義を抽出し、最後に、評者が読後に抱いた今後の展開への期待について述べることにする。

i) あれかこれか、の問いの前で、人間の総体

からの出発

かつてフランス・フクヤマが『歴史の終わり』で論じたように、一九八〇年代が閉じられると同時に、資本制下の自由主義体制を批判するさいの参照点であっただけでなく、具体的な社会像のオルタナティブを提供していた共産主義世界が、少なくとも先進諸国の間では終わりを告げる。このことは、日本における政治思想研究にも大きな影響を与えたといつてよいだろう。それまでの西欧中心の思想史研究は、合衆国における自由主義をめぐる理論研究へと、その中心を移すようになる。とりわけ、現代の政治理論を論じようとすると、合衆国における研究動向とは無縁ではいられなくなったといつても過言ではない。

また、東西冷戦の終焉によって、たしかに共産主義対資本主義、あるいは社会主義対自由主義といった対立軸は終わりを告げるが、そのことは対立軸そのものが存在しなくなったことを意味しなかった。むしろ、共産主義の立場からは、修正主義として、本来は批判の対象であった社会民主主義勢力、その理念の下で育まれていた福祉国家体制がもう一つの極として対置され始め、市場万能の社会を唱えるネオ・リベリズム対福祉国家へと、対立項に変化が生じたのだ。

九〇年代以降、日本において大きな政治的

争点として争われた「小さな政府」対「大きな政府」といった対立枠組みや、自由化や規制緩和といった掛け声の下での法制度の改悪によって、見えなくなってしまうものがある。それは、そもそも福祉国家体制の中で構想されていた社会が、個人「対」国家、自由意志「対」共同体、自由放任主義「対」社会主義といった対立を越えて、いずれでもない道を進もうとしていた歴史である。

こうした理論背景を考えると、前著でも示唆的には触れられているのだが、本書のねらいの一つは、九〇年代に横行した福祉国家批判に対して、思想的に批判を加えることにあることが分かる。とりわけ、一時日本でも、フーコーを参照しつつ福祉国家を批判する議論が多くなされたが、フーコーから離れ、連帯という概念が生み出されてきた原点に立ち返って、「混沌とした現状を変えるための社会像」を描こうとしたのが本書である (ix)。

そのために本書では、一九世紀生まれの思想家たちが、自由主義か社会主義かといった、あれかこれかの脅迫的な問いの前で、「幾分錯綜」しながらも (7)、自らが目指す社会の原理をいかに構築していったかが丁寧に論じられる。たしかに、自由意志に理論的核を見いだす自由主義であれば、市場原理も、個人像も主権的国家像も、全てを貫く原理を美しく描くことがで

きるかもしれない。だが、こうした理論の精緻さと一貫性への魅力に抗して、重田が幾度も注意を促すのは、「彼らが生き、苦闘した時代から一世紀を経て、今の私たちは未来社会の構想に単純な答えがないことを歴史によって思い知らされている」ということである (12)。単純な答えは、むしろ、わたしたちが現に社会に生きている事実から、ある活動や能力だけを人間生活の中心として取り出し、他を捨象し、むしろ豊かに紡ぎうる (し)、実際に紡いでもいる) 他者との「つながり」を寸断することにつながるからだ。

こうして本書は、これまで両立しえないと考えられてきた対立、つまり「国家の介入を拒否する自由放任主義」対「革命を標榜する社会主義」を超え、「自由かつ社会的な民主主義、言いかえれば、市場とも議会制とも両立する社会改革の道」をめざし、二つのイデオロギーの極端さが生み出す欠陥を避けようとする連帯主義の思想へと分け入っていく (9-3)。

しかし、重田も論じるように、連帯主義はいずれでもないもの、としてしか捉えようのない、原則のない主義にも見える。だが、おそらく原則を欠いているように見えるのは、わたしたちが政治を語るさいの語彙、概念、イメージの貧困さにある。たとえば、すでにある社会で生きていく限り、わたしたちは、誰かと、もつと

いえば、誰とでもつながっているはずだ。とすれば、わたしたちは、既存の自由や平等といった概念に頼ることで、この事実がどのような規範や原理を生み出すべきかについて考えることを、放棄してきたのではないか。

たとえば、市民権の歴史を T・H・マシーナルとともに振り返るならば、本書が取り上げる一九世紀から二〇世紀にかけては、社会的権利の時代である。持てる者と持たざる者の比較のなかで、持たざる者の劣悪な状況の改善を求める階級間闘争の末、労働者たちは社会的権利を勝ち取ったと説明される。他方で、労働者たちに社会的権利を認めることは、豊かさや満足のために個人の自由を国家に売り渡す行為だとして、同じくイギリスの哲学者オークショットは、次のように辛辣に批判した。つまり国家による教育や福祉を求める個人は、「欠陥個人、つまり、自己選択をなしえず、啓蒙的支配者の指図を必要とする者であり」、「自分自身の苦悩を解放する手段をまったく持たず、その苦悩が、自分の力では再生することができない連帯の暖かさや、失われてしまったかつての実質的満足が回復されることによつてのみ解決されることを望んでいる者」だと [Oakeshott 1975: 295-6. Cf. 岡野 2009: 72. 強調は引用者]。

つまり、市民権の歴史を認識するさいの概念が、国家からの個人の自由であったり、つなが

りをむしろ分断するような個人比較のなかで主張される平等であったりするために、じつさいに一つの社会で生きる者たちの「つながり」方の失敗の結果として、不平等が生まれている、ということが見えなくなっているのだ。社会的権利の歴史はむしろ、つながりの結び直し、あるいはすでに否応なくつながっている事実から規範を見いだす試みとして捉えることもできる。

本書が提唱するのは、諸個人の属性や権利や徳、行為に着目する「前」に、むしろ社会に生きていく総体としての個人、つまり、他者とつながりには生きていけない具体的な存在としての人があるがままに見てみよう、ということだ。そのつながりのなかに、「連帯の理由」が存在している。そして、その理由を探索する先で出会うのが、社会なのだ。ここで重田が暗に示しているのは、個人や国家といった非常に強い概念装置と、その概念装置の上に評者を含め、あぐらをかいてきた政治思想史研究者たちが、わたしたちが社会を語り、理解するための言葉やイメージを奪ってきた、ということである〔重田二〇一一〕。

ここに、本書が「哲学」と銘打つ理由もあろう。本書で言及される思想家たちは、たとえば、サレイユであれば労働災害、ジッドであれば、消費協同組合といったように、個別具体的な政

策や運動に深く関与した実践家でもあった。しかし、本書にとつて重要なのは、そうした個々の提言を支えた社会ビジョンであり、まさに「連帯」という概念でかれらが模索しようとした、どこにもまだ存在しないような、オルタナティブな社会を掴むことなのだ。

社会を全体としてまず捉えること、そして事実からいかに規範を引き出すのか。本書の方法論を支えているのが、「第一章 デュルケム」である。

ii) 社会を掴む——デュルケムの重要性

「序章 友愛と連帯」において、宗教的な出自をもつ友愛概念から、近代的な連帯概念への変化が論じられるが、そこで、連帯をめぐる問いが明らかにされる。「外部の設定や排除を伴わない仲間意識はありうるのか、多様性を尊重する絆とはどのようなものなのか」と(11)。つまり、友愛概念に内包されていた排他性や閉鎖性を克服しつつ、「人びとが異なるからこそ結びつくという側面」を大切にし、それでもなお、相互性が築き得るのか、といった難問を解こうとするのが連帯の哲学なのだ。

そのさい、重田が注目するのが、社会を一体のモノとして捉え、社会が成員に対する規範を有していることを norm 概念によって示そうとした、デュルケムである。デュルケムへの着目

は、本書が採用する方法論を示している。

たとえば、統計学と道徳論を norm 概念によって統合することは、統計学上明らかにされる規則性を、そのまま単純に個人の行動規範へと変換することにもなりかねず、特定の社会状況があるべき社会規範として、正常状態を規範的狀態として強制する危険から免れない〔重田二〇〇三・第二章〕。したがって、批判理論は、事実から規範を導き出す態度にはつねに警戒を怠らないし、むしろそうした方法論には否定的である。だが、重田はむしろ、『社会分業論』におけるデュルケムの現状診断のなかに、状況から規範が自然に生まれると信じるスコットランド啓蒙にみられる安易な回答とは異なる、近代自由主義を超え得る理論を見ているのだ。

たとえば、たしかに分業は、経済的な領域においては自由競争を苛烈にするかもしれないが、異なった能力、役割を果たす人々がそれでもなお、実際に一つの動きを作り出していることを、わたしたちに実感させてもくれるはずである。事実と価値の分離に強く反対するデュルケムの方法論は、世界規模で格差が広がっている現代にも貴重な示唆を与えてくれる。たとえば、地球規模の正義論を模索するアイリス・ヤングが提唱するのは、社会的責任を考えるさいの「つながりモデル」であり、その正義論の出発点は、見ず知らずの人との社会的なつなが

りにまず気づくことなのだ [Young 2007: esp. chap. 9].⁽²⁾

あるいは、有機的連帯といった考え方は、ともするとヘーゲル的な有機体的国家観につながるとして一蹴されがちであるが、虚心なく生物界を見て分かるのは、生物界はわたしの身体一つとつても、リズムも違えば、働きも性格も違うさまざまな部分が、それでもなお一体性を保っているという事実なのだ。むしろ、こうした事実を見えなくしているのは、原子論的あるいは機械論的自然観や、有機体的国家観といった政治思想史上の常識のほうだ。じつさいの社会のなかでのわたしたちの働きを注視すること

で、交易や交換がイメージさせる純粹な自由意志を中心とする社会でもなく、一つの規範の下に同じ行為を強制する原始的で機械的な社会でもない社会を掴み、「凡人が少し観点を変えることで到達できる他者との関係を見出すこと」(35)。本書で説かれるこの方法論は、専門家たちが築きあげた理念や諸価値が、かえってわたしたちの現実を見る目を曇らせていることを鋭く批判する、本書の本領が発揮される部分でもある。

こうして、デュルケムにその方法論を学びつつ、本書によって導かれる冒険は、閉鎖集団でこそ培われると思われてきた仲間意識や相互扶助機能を、より開放的な組織の下でいかに実現

するかといった難問に取り組んだ、各思想家たちの格闘を共に経験することになる。

iii) 国家論の手前での、正義論

ここまでは主に、重田の問題関心と方法論、そして、日本における政治思想史研究に対する強い批判が込められていると思われる部分に焦点を当てて論じてきた。ほとんどの紙幅を問題関心と方法論に割いたのは、そのことで本書第二章以降の各論の意義がより一層明らかになると考えたからである。

第二章以降は、社会契約論にみられる近代的な個人主義、自由観と、連帯主義の社会中心主義をいかに和解させるか、といった格闘が、準契約、社会保険、労働災害におけるリスク理論、消費協同組合、相互扶助組織といった、法理論、社会政策論、そして社会運動論の文脈のなかで、各思想家の議論に沿って論じられていく。

たとえば、ブルジョアが依拠する準契約の理論によれば、社会が人に先立ち存在するという事実は、個人の自由意志を根こそぎにするわけではないし、むしろ、個人が社会に現に生きていく事実が、社会的責任を生み出すといった論理を可能にする。個人の自由な合意による社会形成を可能にするのは、自由だとしたらどのような社会に合意するか、といった仮想状態における共通のルールとしての正義の構想なのであ

る。ロールズを彷彿とさせるこの議論では、国家はあくまで外在的な存在であり、承認された合意を人々が守るよう、ルールに権威を与えることがその役割とされる。

あるいは、ブルードンが論じる相互保険は、市場原理における相互性ではなく、むしろ、自分と他者との立場を交換した想像が、非対称な関係へと及んでいくような相互性を論じる。他者の視点から社会を見る姿勢は、公正としての正義が要請するものであり、ブルードンの正義概念には、けつして単純な互換関係ではない相互性が示唆的に表れている。そして、ここでも国家は、人びとの間の異なりが承認された上での相互性がよりよく実現され、そうした相互性を破壊しない公正な経済活動、正当価格を維持するための監督者として、要請される。

こうして、連帯に内包される閉鎖性や排他性を克服し、持てる者こそ社会に負債を抱えていることを明らかにしようとする各議論が、ロールズの正義論の射程へとわたしたちを誘っていることに気づかされる。

国家と個人の関係に収斂しがちであった政治思想史研究をいったん離れ、社会の現実を直視しながら、そこからわき上がってくるはずの、社会に内在した規範論を抽出すること。おそらく第II部では、これまでわたしたちが出会ったことのないロールズ論が展開されるに違いな

い。

『社会分業論』から始まる本書の冒険は、一見すると労働する者たちの相互性を中心に論じられてきたように見える。しかし、周到にもあらゆる個人を包み込む可能性のある消費協同組合を論じたジッドに注目し、終章でモースの『贈与論』を論ずることで結論に代えた本書は、より遠くへとわたしたちを連れて行ってくれるのだ。自由でありながら、義務的でもある贈与関係と正義論はどこで結ばれるのか。

評者の個人的な関心からすれば、その問いは、誰かに依存しなければ生きていけない者として生まれ、もつと言え、生命を誰かから与えられたことで人生を始めたわたしたちの現実から、どのような社会の規範が紡ぎだされるのか、といった問いへとつながっていくはずである。

第II部で展開されるであろう重田によるロールズ論は、どのように国境を超え、また依存せざるを得ない諸個人が生きる社会の規範を語るのか。評者は、刺激的な一つの冒険を終えたばかりだか、もうすでに次の冒険を心待ちにしている。

参考文献表

金田耕一二〇〇〇『現代福祉国家と自由——ポ

スト・リベラリズムの展望』（新評論）。

岡野八代二〇〇九『シティズンシップの政治学——国民・国家主義批判 増補版』（白澤社）。

重田園江二〇〇三『フーコーの穴——統計学と統治の現在』（木鐸社）。

——二〇〇七『デュルケム』伊藤邦武『哲学の歴史 8 社会の哲学』（中央公論新社）。

——二〇一一『現代社会における排除と分断』『政治思想研究』第11号。

Oakshott 1975 *On Human Conduct* (Oxford: Clarendon Press).

Young, Iris 2007 *Global Challenges: War, Self-Determination and Responsibility for Justice* (Cambridge: Polity Press).

注

(1) たとえば、福祉国家をフーコーが論じる近代的統治の特徴である「規格化」(normalisation)を中心に論じること、他者排除に結びつく心性を作り出したと論じる〔金田2000: esp. 88-93〕を参照。金田によれば、福祉国家における「規格にそって自己性を形成することに成功したひとびと」とつて、差異とは、他者のアイデンティティが規格から逸脱して形成されていることの証である。かくして自己と他者との差異は、たんなる差異ではなく逸脱の形式としての

差異となり、それゆえに差異性は非難され、排除され、矯正され、治療され、処罰されるべき対象となるのである」[Ibid.: 93]。

(2) ヤングは、「正義をなせという義務が発生するのは、ひとびとの間であり、彼女、かれらをつなぐ社会プロセスのためである」、したがって、「問題によっては、正義の義務は地球大に広がっているという主張は、事実に基づいている。つまり、国境を問わず世界のひとびとをつなげている構造的な社会プロセスが存在している、という事実に基づいている」と論じている [Young 2007: 159, 強調は引用者]。彼女は自らの正義論を「責任の帰責モデル (ability model) と対照しながら、責任の社会的つながりモデル (social connection model) と呼ぶ」。